

住宅市街地総合整備事業

**市道4-11・26号歩線（諏訪・永山ふれあいの道）
の改修計画について**

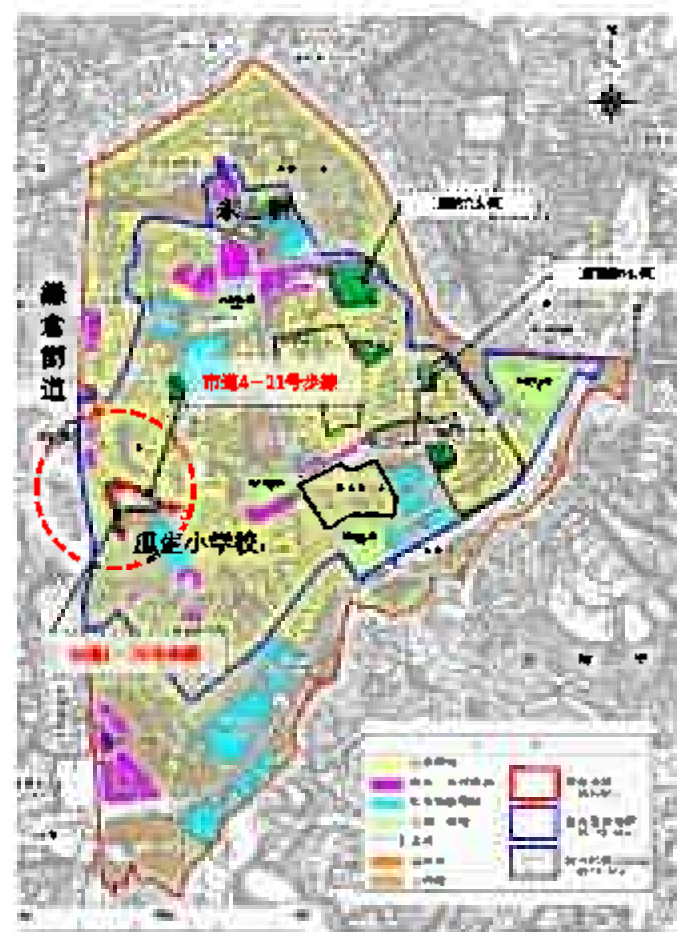
令和3年11月

多摩市 都市整備部 道路交通課
都市計画課
環境部 公園緑地課

住宅市街地総合整備事業について

住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度です。

市ではこの住宅市街地総合整備事業を活用して、諏訪2丁目住宅の建替えや都営諏訪団地の建替えと周辺公共施設の再整備を総合的かつ一体的に整備し、だれもが快適でゆとりのある居住を実現できるよう、良好な住環境の形成を図り、子育て世代や高齢者など、多世代が生涯にわたり安心して住み続けられるまちづくりを実現していきます。



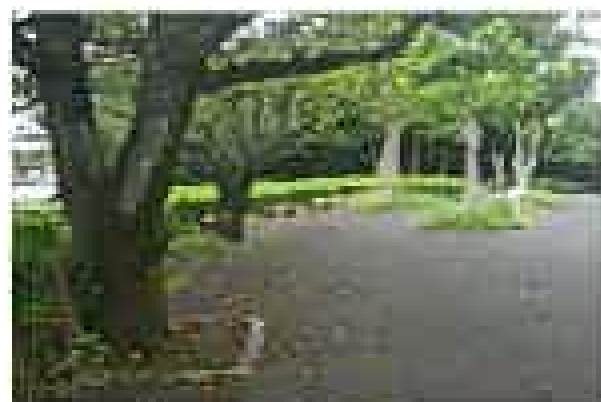
市道4-11・26号歩線
(諏訪・永山ふれあいの道)の位置



市道4-11・26号歩線（諏訪・永山ふれあいの道）の改修計画について

市道4-11・26号歩線は、自転車歩行者専用道路の整備から約30年が経過し、各所で老朽化が進んでいます。

諏訪・永山地区の東西方向の主軸として、子供から高齢者まで、歩行者も自転車利用者も、安全・快適に通行できるように、市道4-11・26号歩線を魅力的で利用しやすい通行空間にリニューアルを行う予定です。



現状の問題点

開通後30年が経過し、老朽化も益々、現状では以下のような問題点があります。



交錯

道路幅員が狭く、歩行者と自転車の交錯の恐れがあります。



スピード

坂のため、自転車がスピードを出しやすく、歩行者にとってとても危険です。



転ぶ

アスファルト舗装が根上がりのため、つまづき転倒する可能性があります。



えだおれ

樹木が一部生育不良により、台風や老朽化でえだおれする可能性があります。

樹木診断

外観診断結果

エリア①

- ・B1判定：注意すべき被害が見られる
- ・B2判定：古い被害が見られる
- ・C判定：不健全

エリア②

- ・B2判定：古い被害が見られる
- ・C判定：不健全

エリア③

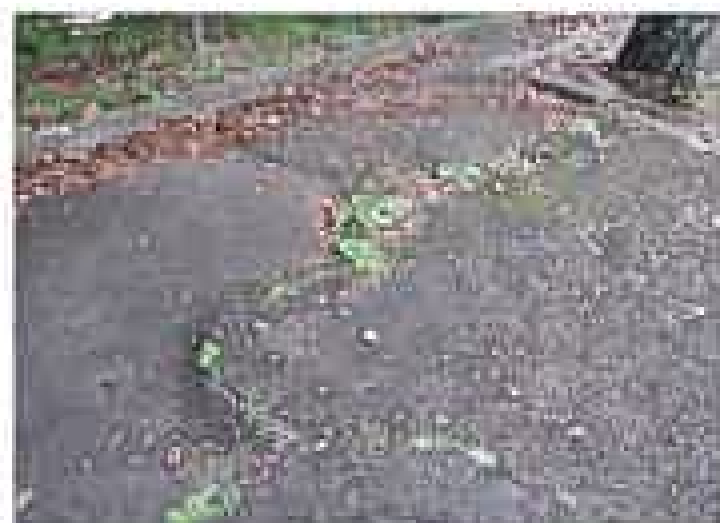
- ・B1判定：注意すべき被害が見られる
- ・B2判定：古い被害が見られる



歩道整備計画表			
区間	延長	整備内容	備考
1	1.0	歩道幅員拡充	
2	1.0	歩道幅員拡充	
3	1.0	歩道幅員拡充	
4	1.0	歩道幅員拡充	
5	1.0	歩道幅員拡充	
6	1.0	歩道幅員拡充	
7	1.0	歩道幅員拡充	
8	1.0	歩道幅員拡充	
9	1.0	歩道幅員拡充	
10	1.0	歩道幅員拡充	
11	1.0	歩道幅員拡充	
12	1.0	歩道幅員拡充	
13	1.0	歩道幅員拡充	
14	1.0	歩道幅員拡充	
15	1.0	歩道幅員拡充	
16	1.0	歩道幅員拡充	
17	1.0	歩道幅員拡充	
18	1.0	歩道幅員拡充	
19	1.0	歩道幅員拡充	
20	1.0	歩道幅員拡充	
21	1.0	歩道幅員拡充	
22	1.0	歩道幅員拡充	
23	1.0	歩道幅員拡充	
24	1.0	歩道幅員拡充	
25	1.0	歩道幅員拡充	
26	1.0	歩道幅員拡充	
27	1.0	歩道幅員拡充	
28	1.0	歩道幅員拡充	
29	1.0	歩道幅員拡充	
30	1.0	歩道幅員拡充	
31	1.0	歩道幅員拡充	
32	1.0	歩道幅員拡充	
33	1.0	歩道幅員拡充	
34	1.0	歩道幅員拡充	
35	1.0	歩道幅員拡充	
36	1.0	歩道幅員拡充	
37	1.0	歩道幅員拡充	
38	1.0	歩道幅員拡充	
39	1.0	歩道幅員拡充	
40	1.0	歩道幅員拡充	
41	1.0	歩道幅員拡充	
42	1.0	歩道幅員拡充	
43	1.0	歩道幅員拡充	
44	1.0	歩道幅員拡充	
45	1.0	歩道幅員拡充	
46	1.0	歩道幅員拡充	
47	1.0	歩道幅員拡充	
48	1.0	歩道幅員拡充	
49	1.0	歩道幅員拡充	
50	1.0	歩道幅員拡充	
51	1.0	歩道幅員拡充	
52	1.0	歩道幅員拡充	
53	1.0	歩道幅員拡充	
54	1.0	歩道幅員拡充	
55	1.0	歩道幅員拡充	
56	1.0	歩道幅員拡充	
57	1.0	歩道幅員拡充	
58	1.0	歩道幅員拡充	
59	1.0	歩道幅員拡充	
60	1.0	歩道幅員拡充	
61	1.0	歩道幅員拡充	
62	1.0	歩道幅員拡充	
63	1.0	歩道幅員拡充	
64	1.0	歩道幅員拡充	
65	1.0	歩道幅員拡充	
66	1.0	歩道幅員拡充	
67	1.0	歩道幅員拡充	
68	1.0	歩道幅員拡充	
69	1.0	歩道幅員拡充	
70	1.0	歩道幅員拡充	
71	1.0	歩道幅員拡充	
72	1.0	歩道幅員拡充	
73	1.0	歩道幅員拡充	
74	1.0	歩道幅員拡充	
75	1.0	歩道幅員拡充	
76	1.0	歩道幅員拡充	
77	1.0	歩道幅員拡充	
78	1.0	歩道幅員拡充	
79	1.0	歩道幅員拡充	
80	1.0	歩道幅員拡充	
81	1.0	歩道幅員拡充	
82	1.0	歩道幅員拡充	
83	1.0	歩道幅員拡充	
84	1.0	歩道幅員拡充	
85	1.0	歩道幅員拡充	
86	1.0	歩道幅員拡充	
87	1.0	歩道幅員拡充	
88	1.0	歩道幅員拡充	
89	1.0	歩道幅員拡充	
90	1.0	歩道幅員拡充	
91	1.0	歩道幅員拡充	
92	1.0	歩道幅員拡充	
93	1.0	歩道幅員拡充	
94	1.0	歩道幅員拡充	
95	1.0	歩道幅員拡充	
96	1.0	歩道幅員拡充	
97	1.0	歩道幅員拡充	
98	1.0	歩道幅員拡充	
99	1.0	歩道幅員拡充	
100	1.0	歩道幅員拡充	



樹木の根上がり



改修の方針

現状の問題を解決すべく、3つの改修方針を定めました。

方針
1

歩行者の安全性を確保するため遊歩道を拡幅します。

自転車道と歩行者の交錯を軽減させる空間に改修します。

方針
2

凸凹をなくし歩きやすい舗装へ改修します。

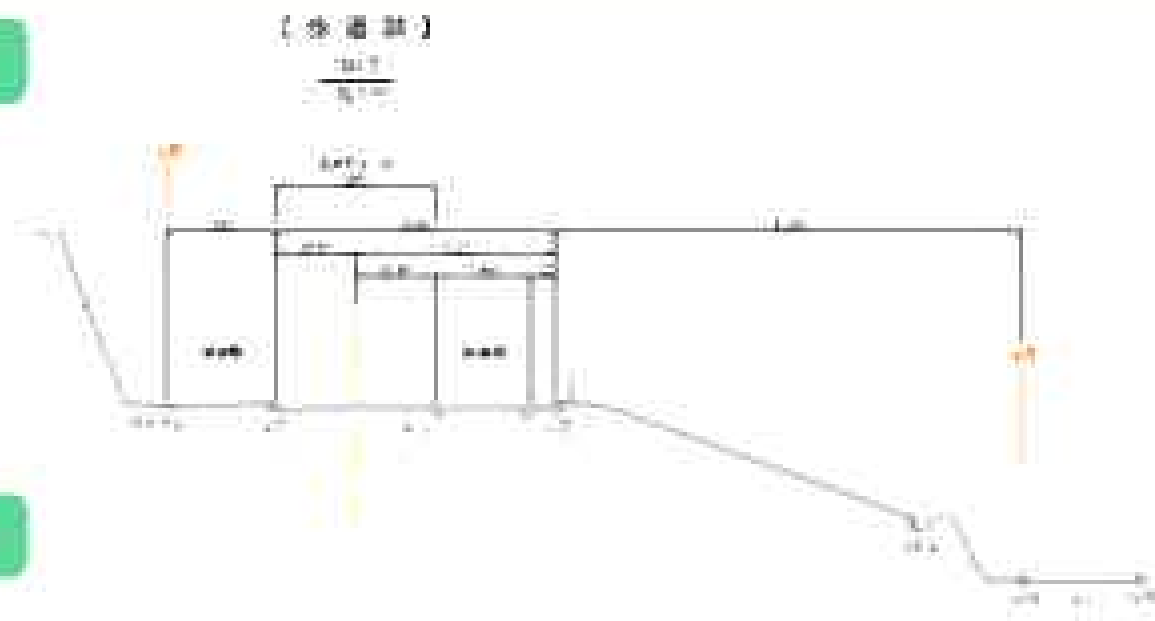
根上がりによる路面の凸凹を解消し、透水性舗装により滑りにくい舗装に改修します。また階段へ手すりを設置し、歩行者が歩きやすい道にします。

方針
3

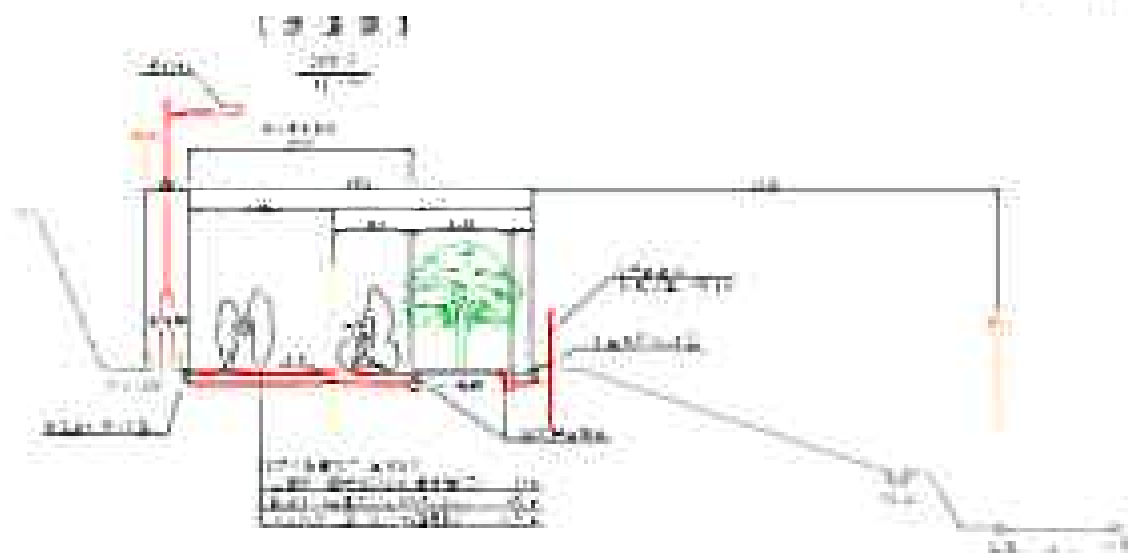
今後30年先も地域の魅力となる緑の空間となるように樹木を更新します。

老木化や生育状況が悪い樹木を更新し、新たな緑の空間に改修します。

現況断面図



計画断面図



多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例 (一部抜粋)

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第40条 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員は、規則で定める値以上とする。

多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例 施行規則 (一部抜粋)

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第24条 2 条例第40条第1項に規定する自転車歩行者専用道路の幅員について規則で定める値は4メートルとする。

参考資料 住宅市街地総合事業（市道4-9号歩線）

整備前



整備後



市道4-9号歩線 位置



改修計画平面図（市道4-11号歩線）



改修計画平面図（市道4-11号歩線）



改修計画平面図（市道4-26号歩線）



改修にあたり、アンケート調査を行いました。

調査結果

近隣の住民へ整備計画案をみて、アンケート調査を行いました。
本調査では、141件のご意見をいただきました。

主な市民の声

- ①伐採後、新たに植樹してほしい
- ②伐採後、植樹は不要
- ③樹木や植栽の伐採反対
- ④樹木や植栽の管理不足
- ⑤歩行者と自転車の交錯
- ⑥拡幅について
- ⑦日照・照度について
- ⑧目隠し、フェンスについて

高木（桜、クスノキ）について

■ 新たに植樹してほしい

- 桜をまた植えてほしい
- クサヤやハサミなど環境に強く、管理のしやすい樹木を選定する。
- 樹木の間隔は狭いと替ひない。日中の樹影、夜間照明の明るさの確保だけでなく、新たに植える樹木の選定、ペランダからの眺望、景観を総合的に考慮し、間隔を決めてもらいたい。

■ 植樹は不要

- 都営側に樹木が沢山あり、自当りもあり良いため、木は植えなくてもよいのでは。
- 歩道に白木はいらぬのでは。見出しが悪くなる。植樹すれば、また段上り石で歩きにくくなる。
- 5、6号線前のクスノキ3本について、そのまま現状計画があるが、自転車、歩行者の通行、防災費用を考えると、2本は伐採してもよいのではなか。

伐採反対

- 「老朽化した樹木」とありますが、専門家樹木医に診断してもらったのか。六山駅前の樹の木
の伐採否。老朽化という名のちとに辞筆に（対峙）している体に見える。
- 緑あふれる街のイメージを保つためにも古くなった樹木を簡単に切るのではなく、市民とともに
手入れをしていさながら大事にしていく姿勢を見せたい。
- 色々な角度から樹木の安全な伐採を聞いていいが、苦えてほしい。伐採採による喪失感の
た、精神的ダメージを考慮しているのか。

樹木の管理不足

- 樹の木は大さくびるのがわかっていて掘えたと思うので、そむなりに手入れをしてほしいが
た。

植樹帯（ツツジ）について

■ 新たな植樹について

- ・樹丈が大きならない、根を種えてほしい。
- ・コキヤナギを植えてほしい。

■ 植樹は不要

- ・ツツジの分定を行い、根通した後にする。
- ・与馬渡前から坂の下までのツツジ、車輪梅は全て撤去する。昨年、半分以上は単入れは片す。草が深い茂り、ひどい状態を見続けている。木が老朽化して、花はほとんど残っていない状態である。

伐採反対

- ・5 層棟前のツツジを削ると歩道と住宅の距離が狭まり、人の目が荒くなるのでは。プライバシーについて1階2階の住人を個別に承諾を得るべき。

- ・これまでは住宅と歩道の間の植込みが管理的にも心理的にも歩道の通行人との緩衝帯として機能していた。改築後に植込み部分が縮小され歩道との距離が近くなると過去にあった、人々の視線の視線に遇される、扉に物が投げ込まれる、子供が庭近くまで入り込む、ベンチに座る見知らぬ人から話しかけられるなどの不安がさらに増えるのではないかと考えられる。同じ棟の住民の方も高層になり、高齢者ばかりが住んでいることがよく見える状況となるのではと植込みに気が付くのではない。

管理不足

- ・ツツジの除去も下草の刈取りが不十分で見得れが多い。

- ・ツツジは現在植えられているが、背丈が変。

道路について

歩行者と自転車の交錯の解消

- ・遊歩道は自転車等の並走が禁止となっているが遊歩道と歩道の区別が不明にすべき。
- ・十勝中央山あいの道（全部が自転車走行禁止にするのは無理）として、上ノアト水山南側の坂道の部分だけが自転車通行禁止ゾーンにすべき。
- ・舗装の凹凸や根上げが問題としているが、凹凸をなくすることで自転車が正行しやすくなり、危険になる。歩行者には「路面に凹凸が生じているのでご注意ください」という案内板で思い知らせる程度の看板をたてればよい。

拡幅について

- ・遊歩道は地域住民が自然に親しみ、散策するの道で4m以上の幅が必要なのか。
- ・根上げによる浮き上がりは危険な舗装の打替えは必要だが、4m以上は確保する必要はないと思う。（現状の幅員でいい）

改修計画平面図（市道4-11号歩線）案2



2019.10.24

改修計画平面図（市道4-11号歩線）案2



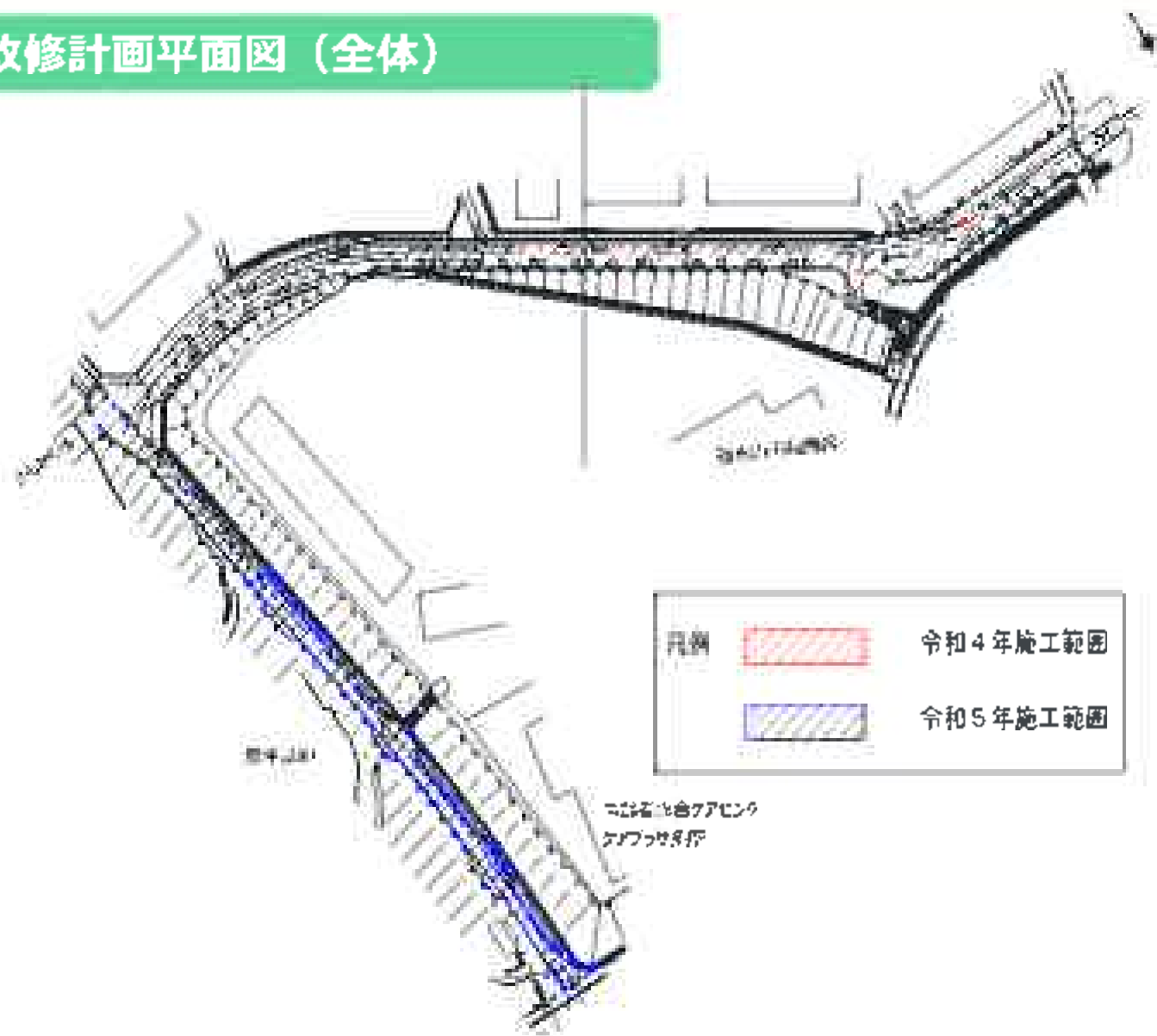
改修計画平面図（市道4-11号歩線）案3



改修計画平面図（市道4-11号歩線）案3



改修計画平面図（全体）



住宅市街地総合整備事業

**市道4-11・26号歩線（諏訪・永山ふれあいの道）
の改修計画について**

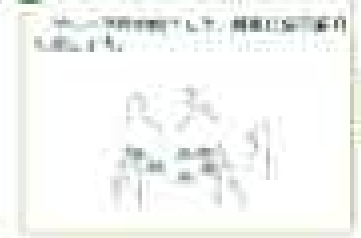
**ご理解の程よろしくお願いいたします。
ご清聴ありがとうございました**

令和3年11月

多摩市 都市整備部 道路交通課
都市計画課
環境部 公園緑地課

ワークショップの進め方

1 資料の読み込み



2 参加者の意見、話し合いの場を設ける



3 参加者の意見を取りまとめる



4 参加者の意見を取りまとめる



5 参加者の意見を取りまとめる

